

## 平成17年度第3回幸区区民会議議事録

<p><b>会 議 名</b></p>	<p>平成17年度第3回幸区区民会議</p>
<p><b>日 時</b></p>	<p>平成18年3月27日（月） 午前10時から午前11時50分まで</p>
<p><b>場 所</b></p>	<p>幸区役所5階第1会議室</p>
<p><b>出 席 者</b></p>	<p><b>委員</b>          青山一、小島春男、安岡信一、手塚善雄、小林豊、佐藤良平、久保礼子、菅野勝之、葉山直次、今井淑子、根本健、庄司佳子、</p> <p><b>参与</b>          鍋木茂哉、河野忠正、佐藤忠次、竹間幸一、沼沢和明、野村敏行、前田絹子、此村善人、山田吉三郎</p> <p><b>事務局</b>          鈴木区長、松浦副区長、大八木総務企画課長、安藤こども総合支援担当参事、秦野区民サービス部長、安達参事市民税課長、曾我参事日吉出張所長、益子保健福祉センター所長、吉田保健福祉センター副所長、古牧建設センター所長、小松総合企画局政策部主幹、阿部総合企画局自治政策部主査、白石政策部職員、鈴木総合企画局企画調整課主幹、長沼企画調整課主査、岩村企画調整課職員、北谷総務企画課企画調整担当主査、土屋主査、上松職員</p> <p style="text-align: right;">以上 40名</p>
<p><b>議 題</b></p>	<p>1. 区民会議の制度について（公開）</p> <p>2. その他（公開）</p>
<p><b>傍 聴 者</b></p>	<p>4名</p>

平成17年度川崎市第3回試行の幸区区民会議

日 時 平成18年3月27日(月)午前10時

場 所 幸区役所5階第1会議室

午前10時

開 会

1 開会

司会 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、若干参与の先生がお見えになっておりませんが、ただいまから第3回試行の幸区区民会議を開催させていただきます。

私は、幸区役所副区長の松浦でございます。本日の会議の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

最初に、若干ご説明させていただきますが、本日の区民会議には川崎市審議会等の会議の公開に関する条例におけます会議公開の対象になっております。したがって、傍聴を希望する方にあらかじめ傍聴の許可しておりますので、ご了解をいただきたいと存じます。

次に、本日はマスコミの取材につきましてもあわせて許可をしておりますので、ご了解をいただきたいと存じます。

また、本日の会議につきましては、会議録を作成し公開することになっておりますので、開始から会議終了まで会議内容を録音させていただきますので、ご了解をいただきたいと存じます。

2 あいさつ

司会 それでは、お手元の会議次第の1にございます開会のあいさつを事務局を代表して鈴木区長より申し上げます。

区長 おはようございます。鈴木でございます。皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。きょうが試行の最後の審議ということになります。先週の3月20日、1週間前ですけれども、川崎市の本会議で当区民会議設置条例、可決になりました。したがって、来年度、多分7月ごろになるかと思っておりますけれども、本格的な会議が、第1回目が開かれるということに相なったわけでございます。

本日は、これまで皆様からいただきましたご意見、そして昨年12月から1月にかけて実施いたしましたパブリックコメント、これを踏まえましての条例、規則を説明させていただきます。そして、幸区の区民会議運営要綱等をご審議をいただければというふうに思っております。

また、ことし1月から2月にかけて幸区管内において区民会議の制度あるいは区の地域課題につきましてアンケートをとりましたが、1,000名以上の方からご回答をい

いただきました。その結果についても後ほどご報告申し上げたいというふうに思っております。

この区民会議は、市民の参加と協働によりまして暮らしやすい区づくり、まちづくりを目指していくということでございますので、どうぞきょうもご忌憚のないご意見をいろいろいただきたいというふうに思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会 続きまして、お手元にお配りをしております資料について事務局の方から順次発言させていただきます。

事務局 それでは、資料は表紙がございまして、資料1 1、それから1 2、1 3、1 4、1 5ですね。1 6までございます。次に資料2でございます。これは2枚でございます。資料3が1枚、資料4が1枚、資料5が1枚、資料6が1枚で、最後に資料7でございます。

お手元の資料で過不足がございませんでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、早速これより議題に入りますので、ここで進行を葉山議長さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### 3 議題

#### (1) 区民会議の制度について

議長 皆様、おはようございます。それでは、これより議論に入ります。

先ほど区長からもお話がありましたとおり、本日は試行の区民会議の最後であり、幸区区民会議の制度を固めていく上で、議論を有意義なものにしてまいりたいと存じます。したがって、皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、議題の3番の(1)、区民会議の制度についてに入りたいと思います。

まず、 の条例・施行規則につきまして事務局より説明がございます。

事務局、よろしく願い申し上げます。

事務局 皆さん、おはようございます。総合企画局政策部の小松と申します。よろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきますので、失礼いたします。

資料は、資料の1 1から資料の1 6までを使って説明をさせていただきます。区民会議につきましては、今年度はこれまで各区2回の試行を実施いたしまして、区における地域社会の課題の解決に関する調査審議のほか、制度に関して7区の委員の皆様からさまざまなご意見をいただいております。また、広く市民の皆様からは、パブリックコメントによる意見募集により、区民会議制度素案に対するご意見をいただきまして、制度の基本的な事項を定める区民会議条例として取りまとめ、去る20日に閉会いたしました平成18年第1回市議会定例会において議決をいただいたところでございます。本日

は、この区民会議条例の規定とその考え方につきましてご説明をさせていただきたいと思いをします。

初めに、資料の 1 4 をごらんください。「区民会議を通じた参加と協働による区における課題解決」でございます。この資料は、第 2 回試行の区民会議にもお示したものでございますけれども、図の左側から、区民の暮らしや地域社会が抱える課題を区民会議において区民の参加と協働による課題解決に向けた調査審議を行い、解決策が審議結果として区長に渡されまして、区民の参加と協働による課題解決への取り組みにつながる流れをあらわしたものでございます。

次に、資料 1 5 でございます。「区行政改革の推進に向けた取組」でございます。この区民会議を通じた区における課題解決の流れが実効性を持つものであるためには、区行政改革全体をきちんと推進していく必要がございます。

資料の上から順に、区民により課題の解決策が話し合われる場として区民会議を設置をいたします。

次に、区民会議の審議結果などから、区民との協働を基本に区として解決に取り組む課題や区と事業局との調整を経て解決を図る課題を解決につなげるために、新たな庁内調整の仕組みとして、「区における総合行政の推進に関する規則」を整備してまいります。また、あわせて区予算の充実を図ってまいります。

さらに、これらの取り組みを支えるための組織体制として、区役所及び関係局の区行政改革推進体制を整備してまいります。

平成 18 年度は、区民会議の制度化にあわせて、これらの取り組みを総合的に実施することで、区民会議が一層効果的に課題解決の実績を積み重ねられるようにしてまいりたいと考えております。

それでは、ここから区民会議条例を中心にご説明をいたします。

資料戻りまして、1 1 をごらんください。区民会議は、区民会議条例と条例施行規則、そして区ごとに定める事項などの諸規定により設置をしております。条例は、市長の附属機関としての区民会議を設置するために必要な 7 区に共通する基本的な事項を定めるために制定するもので、施行期日は本年 4 月 1 日を予定しております。

また、条例施行規則は、条例に定めるもののほかに、各区に共通する区民会議の組織に関する事項を定めるために制定するもので、現在検討を進めているところでございますが、施行は条例の施行に合わせてまいりたいと考えております。

さらに、区民会議は、区民が主体となり、各区の特性を生かした柔軟な運営が行われることが必要と考えておまして、7 区に共通する事項を定める条例及び条例施行規則のほか、各区における区民会議の組織や運営に関する事項を定める各区のルールが必要になるというふうに考えております。このルールには、委員や専門部会の設置等組織にかかわる事項で、区長が定める事項と各区の区民会議が自律的に運営される上で必要な

会議運営に関する事項とに分けられますが、試行の区民会議からのご意見などを参考にしながら、区長が定める事項は条例の施行規則に合わせ、また区民会議が自主的に定める事項については、本実施の区民会議におきまして委員長が会議に諮って定めることになると考えております。

なお、条例施行規則及び区ごとに定める事項のイメージにつきましては、資料の12にまとめてございますので、ご参考にさせていただきたいと存じます。

次に、スケジュールでございますが、区民会議条例及び条例施行規則、各区の要綱につきましては、4月からの施行を予定しておりまして、その後各区では区民会議委員の選任等の手続を実施し、第1回区民会議の開催は7月ごろを想定しております。

右側のページでございますけれども、第1回区民会議開催までの流れについてお示ししてあります。区によりましては、流れや時期が多少異なる場合もございますので、大まかなイメージとしてごらんいただきたいと思いますと思いますが、4月以降、市政だより等により広報を行いまして、各区とも6月ごろまでには団体からの委員の選任、公募委員の募集、選考などを行ってまいります。委員が決まりましたら、第1回区民会議に先立ちまして、委員になられる皆様を対象とした事前説明会を開催いたしまして、区民会議の目的、委員の役割、審議の進め方、専門部会の活用、区民会議参与の役割等について、十分に理解していただけるようにしてまいりたいと存じます。

この事前説明会は、区民会議委員としてご理解をいただく必要のある区民会議の制度や会議の運営などに関する事柄を事前にご説明させていただくことで、委員の皆様は区民会議の役割や会議の運営などについて認識を共有していただいた上で、第1回区民会議に臨んでいただきまして、できるだけ円滑に課題に関する審議に入っていただくために実施するものでございます。

それでは、引き続きまして条例の内容についてご説明いたしますので、お手元の資料の13をごらんください。

第1条の（目的及び設置）でございますが、「区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。」としております。これは区民会議が課題の解決のための調査審議を行う機関であり、これにより暮らしやすい地域社会の形成に資するという区民会議の目的を規定したものでございまして、この目的については、川崎市自治基本条例第22条に基づく記述でございます。また、区民の定義につきましても、自治基本条例第22条に規定されています「その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」としております。

第2条の（名称）でございますが、「区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。」と規定しておりまして、幸区では幸区区民会議となります。

第3条の（所掌事務）でございますが、区民会議の主要な所掌事務は、区における地域社会の課題を把握し、解決を図るための方針、方策について調査審議することとしております。

また、その他として、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うことと規定しております。

区民会議の役割は、地域社会が抱える多くの課題の中から、区民会議の目的に照らしてふさわしいものを区民会議における調査審議の対象とし、その課題をどのような方向で、またどのような手法で解決するかについて調査審議を行うことと考えております。

第4条の（組織等）でございますが、委員数については20人以内といたします。これは幅広い分野からの選任ということと、委員間での活発な議論をともに満たすために適正な規模であることと、市の審議会等の標準を定めた要綱にも準拠するものであることから規定したものでございます。

委員の選任につきましては、区の区域内において別に定める分野における活動を行う団体から推薦された者、また区民会議の委員に応募した者、さらにその他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者から、市長が委嘱することといたします。

団体からの推薦委員につきましては、別に定める活動分野でございますが、これは条例施行規則に規定する予定でございますが、具体的には資料1 2をごらんください。条例の施行規則素案の中ほどにございます（1）から（8）の分野を規定する予定でございます。ここに示す活動分野において活動をする団体を区の状況に合わせて選定し、委員を選任することとしております。

それでは、また資料の1 3にお戻りください。公募委員につきましては、区民会議の委員に応募した者の中から区ごとに選考することとし、公募委員の数、応募方法、選考方法等公募委員の選任に関して必要な事柄は、区ごとに定めてまいります。

その他の委員については、区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者としておりまして、団体推薦や公募による選任を補完する目的で、委員の性別、世代、地域のバランスなど、さまざまな立場からの選任に配慮するものでございます。

次に、委員の任期については2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間といたします。これは、1年の任期では委員が経験や知識を十分に発揮し切れないことが考えられる一方、より多くの区民の参加を得ることも重要であることと考えることから規定するものでございます。

また、委員は再任されることができると規定しております。これにつきましては、各区の運用にもかかわる事項でございますが、市民の皆様からは再任回数を制限すべきであるのご意見もいただいておりますことから、委員の改選に当たりましては、こういったことにも留意し、多角的な視点から審議が行われるようにしていく必要があると考えております。

第5条の（委員長及び副委員長）でございますが、委員長、副委員長は委員の互選で定めるとしてありまして、「委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。」、また、「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。」と規定しております。

第6条の（会議）でございますが、区民会議は委員長が招集し、会議の議長となります。また、区民会議は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとしております。定足数につきましては、3分の2にすべきとのご意見もいただいておりますが、区民会議は議決機関ではなく、委員の話し合いの中で課題を解決するための機関でございますので、成立要件に特別の出席委員数をとることは考えておりません。実際には、できるだけ全員が出席できますよう、開催日程を調整することが必要と考えております。

なお、会議は委員の皆様により自律的に運営されるものであることから、運営事項については基本的に各区の区民会議において定めていくものと考えてありまして、その前提として、委員の皆様にご理解をいただきたい運用面での基本的な考え方が幾つかございます。

まず、区民会議は、委員の皆様の間での議論を中心として進められるものであるということです。また、区民会議の役割は、課題の解決のための審議を行うことであって、行政や議員に対する要望をいただく場ではないということです。この2点につきまして、委員になられる方にはぜひともご理解いただきたいと考えてありまして、特に会議の議長となられる委員長には、このような考え方に基づいて会議を運営していただくことから、その役割は重要であるというふうに考えております。

次に、第7条の（専門部会）でございますが、「区民会議は、必要に応じて専門部会を設置することができる。」ことを規定しております。この専門部会は、区民会議の調査審議をより専門的または機動的に行う必要がある場合などに設置することが考えられ、設置、運営については、区ごと、また課題ごとにさまざまであると考えております。

第8条の（関係者の出席）でございますが、「区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。」と規定しております。このことは、区民会議における課題解決のため、専門的な知識及び豊富な経験等に基づく意見を必要とする場合などが想定されるところでございます。

第9条の（区民会議参与）でございますが、川崎市議会議員及び神奈川県議会議員の皆様につきましては、それぞれの選挙区の区民会議に出席することができること、そして区民会議に出席した議員は、区民会議参与として区民会議における調査審議に必要な助言をすることができることを規定しております。

区民会議につきましては、この間市議会からも多くのご意見をいただいております、特に市長の附属機関である区民会議への議決機関である市議会議員の参加のあり方に

ついていただいたご意見を踏まえ、また地方自治法などの法令との整合についても検討した結果、第9条に規定するとおり、委員とは異なる区民会議参与として会議に出席できること及び会議において調査審議に必要な助言ができることと整理をさせていただいたところでございます。

この規定の考え方といたしましては、区民会議参与の皆様は、区民会議においては地域社会の課題解決に向けた委員の皆様の議論がよりよい審議結果に結びつけられるよう見守っていただきまして、また適切な助言ができるものとしており、一方で、市議会におきましては議決機関の一員としての活動が区民会議によって拘束されるものではないことを定めたものでございます。

議員の皆様は区民会議を構成する委員ではございませんが、区民会議の目的を達成する上で、その経験や情報を生かした助言を得られることは意義あることと考えておりまして、市民が主体となった協働の実践を支え、区民会議がより発展していけますようぜひともご協力をいただきたいと存じます。

第10条の（区長等の役割）でございますが、区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係する機関との連携、その他必要な取り組みにより、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めると規定しております。さらに、市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、区民会議の調査審議の結果を市政に反映するよう努めると規定しております。

地域の総合行政機関の長として、区民会議との直接的な関係性を持つ区長の役割を示すとともに、市長や他の執行機関については、区長が市民会議に対する役割を十分に果たせるよう必要な支援、連携を行い、またそれぞれの権限の範囲で課題の解決への取り組みを行う役割を担うものであることを示しております。

第11条の（庶務）でございます。区民会議の庶務は各区役所において処理することとしておりまして、各区役所の総務企画課が統括する予定でございます。

第12条の（委任）でございますが、規則への委任については、条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関する事項については、施行規則で定めるものとしております。さらに、規則は各区に共通する事項を規定することから、区民会議の組織に関する区ごとの事項は、区長が定めてまいります。

区民会議への委任につきましては、条例及び条例施行規則で定める各区に共通する事項のほか、区民会議の運営について必要な事項は、委員長が区民会議に諮って定めることとしております。区民会議は、各区の特性に合わせ、委員が主体となって運営されることが必要であることから、運営に関する事項は、区民会議が自主的に定められるよう規定しております。

最後に、区民会議の実施に伴う区政推進会議の廃止についてご説明をいたします。資



料 1 6 をごらんください。資料の下段に区政推進会議と区民会議の要綱、設置根拠でございます要綱及び条例の目的規定と役割の規定を載せてございます。今の説明は資料の 1 6 の右側でございますけれども。

区政推進会議は、区政に関する自主的な企画立案機能を支援し、その実現を積極的に推進することを目的として、平成 2 年 6 月から各区に設置され、区長が提案する区における自主企画事業でございます魅力ある区づくり推進事業についての審議を通じて、区域に関する事項について検討協議し、区政の推進に大きな役割を果たしてまいりました。

一方、区民会議は、区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的として設置するもので、区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議することを役割としています。

そして、この審議結果を受け取った区長が、解決の方法に合わせて適切な手段により解決に向けて取り組む中で、区長の権限のもとで活用できる手段の一つとして、魅力ある区づくり推進事業が位置づけられています。

つまり、区政推進会議がおおむね魅力ある区づくり推進事業の範囲内で機能してきたのに対し、区民会議は区におけるより広い範囲の課題を審議の対象としておりまして、区政推進会議の機能を継承しつつ、さらに発展させるものと言うことができます。

したがって、各区の区政推進会議は、現在の委員の任期が終了する平成 18 年 3 月末をもちまして廃止をいたします。

なお、平成 18 年度からは、魅力ある区づくり推進事業費を協働推進事業費とし、区民と区が協働して区における課題の解決を図るための予算としての位置づけをより明確にすることで、区民会議での審議結果を区長が受けとめ、解決につなげられるようにしてまいります。

本年度の試行に当たりまして、区政推進会議委員の皆様には、試行の区民会議委員としてご協力をいただきまして、大変なご苦勞をおかけしたと存じます。ありがとうございました。今後は、平成 18 年度からの新たな区民会議のスタートに向けまして委員を選任し、また新たに委員になられた皆様には、区民会議の目的や役割、委員の役割、区民会議参与等についてご説明させていただくなど、しっかり準備をしてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、引き続き区行政の推進と地域社会の課題の解決へのご協力をお願いいたしますとともに、皆様のご協力に感謝を申し上げて、私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。

ただいまの内容につきましてご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

なお、条例、規則につきましては、基本的な事項についてであり、3月議会で、先ほど区長さんの方からお話がありましたとおり、可決成立しておりますので、制度についてのご質問を中心にお受けしたいと思います。

そのほか運営事項にかかわる分については、後ほど事務局より考え方として示されるので、その際にご審議いただければと思います。殊にただいまの説明で特にわかりにくい点がございましたら、あるいは制度についてご質問がありましたら、お受けいたします。いかがでございましょうか。

委員 説明に対してのあれなのですが、最大の問題は予算が伴ってこないことだと思うのですが、例え区における地域社会の課題を把握し、その解決を図る調査審議を行うとありますけれども、予算の裏づけがなければこれだけだと思うのですが、どう思われますか、お願いいたします。

事務局 お手元の資料の1-4をごらんください。先ほどのご説明の中でもいたしましたけれども、区民会議で課題の把握を行い、審議事項の選定、課題解決策の検討を行っていきます。ここで審議結果として、課題解決策といったものが区長に渡されるわけなのですが、その内容といたしましては、右側の区長（区役所）という四角の枠に入っておりますけれども、その点線の中に5項目ほどのことがございしますが、主に区民の自主的な取り組みにより解決を図る課題であるとか、あと区民と区役所が共同で解決をする、あるいは関係局との調整により市として解決を図るといった項目がございません。

実は、先ほどもちょっと説明させていただきましたが、基本的に地域社会の課題を地域の方々が主体的に解決していくことというのが基本となりますけれども、ただ、当然区の役割であるとか、区と区役所、区と区民の方が協働で解決を図る課題といったものに予算的な措置が必要となってくる場合が当然出てまいります。その際には、今年度まで魅力ある区づくり事業費としておりましたけれども、来年度からは協働推進事業費として1区5,000万から5,500万円の増額をされておりますが、そういったものも解決の一手法としながら検討させていただきたいと考えております。

また、区だけではどうしても解決できない場合がございますので、その場合には市として解決を図っていくということで、区役所と事業局が調整をしながら、連携をしながら、市として課題解決に向けた取り組みということで、全市的な調整の中で予算化されるものも出てくるというふうに考えておまして、それにつきましては資料の1-5でございしますが、一番上に区民会議に制度がございまして、その下に庁内調整という項目ございまして、ここに区における総合行政の推進に関する規則とあって、区と事業局が調整を図って市として事業を展開していくことができるような制度を来年度から運用してまいりたいと考えております。その運用によって予算化に向けた取り組みも可能となるのではないかと考えております。

以上でございます。

委員 意見だけで、返事は要らないのです。意見だけ言っておきます。一つは、資料12、左側の方に条例の第4条第2項第1号に団体推薦委員というのが(1)から(8)までありますね。ここでの団体推薦のとき、これは区長が選定するのだろうと思うのだけれども、どういう基準にするのかというのが、基準が不明確なので、区長が好きな人を呼んでくるといいますか極端な言い方すれば、他にもっと大きな団体があっても、一番小さいけれども、区長が、好みの団体から推薦してもらったという形、ここでのやはり基準みたいなものはできるだけ明確にさせていただきたいという要望ですが、出しました。

それから、2点目、安岡委員が言われた問題なのですけれども、私は説明の中でも出たけれども、市議員はこの意見に束縛されないというのが明確になっている。それで、予算というのはやはり市長と議会の中で決めるべき問題であって、私たちはこれに対する意見なり要望なり提言なりはできるけれども、最終的には議員の権限だと思っています。それを束縛するような、阻害するような行為はやはりやめてくれないかというふうに考えています。

そういう点で言うなら、やはりきちっと提言なり何なりまでの、それで区長がこれを遵守するということが最前提であって、その中で行政が市議員にどう説明するかというのは、これは行政の責任で行わなければいけないものだろうというふうに考えておりますので、この点も意見としてだけ、財政の予算の決定権というのは議員にあるのだということだけは明確にしておいていただきたいということをお願いとして出しておきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。今議題が二つ出ていたと思います。先ほど安岡委員の方からご指摘がありました予算の問題、それから菅野委員の方から出ました推薦団体の選定について、最初の安岡委員の予算についてのご質問に対して事務局から返答がございましたが、安岡委員、よろしいでしょうか。

委員 納得はできないけれども、しょうがない。

議長 事務局の方からは推進会議で今まで5,000万から5,500万の予算がついていたと。それ以外については事業局と調整しながらふやすことも可能というような意見がございました。よろしいですか。

区長 安岡委員のご質問ですけれども、具体的に言いますと、これから地域課題、いろいろ出てくるかと思うのですが、いろいろレベルというか、大きな問題から小さな問題あると思うのですよね。いわゆる予算がかからないこともあると思いますし、あるいは小さな予算で、あるいは区役所だけの独自の判断でできるもの、あるいは区の自主執行予算を使ってできるものもあると思うのですが、具体的に言いますと、例えば今年度、地

域課題でちょっと自転車対策を出しておりましたけれども、今度、保管場所も足りないということで、柳町のところに保管場所、500台分ですか、つくるわけですけれども、それは当然、区の自主執行予算では足りないということで、区の方から自転車対策担当の建設局の方に投げかけました。もちろん関係局で財政局も入っております、そういった各局間の調整をしまして予算をつけていただいて、18年度から実施されるというようなことになっております。物によると思いますけれども、当然、今後局と区の調整のルールができますけれども、そういった話し合いの中でのなるべく実現に向けてアピールしていくという形ですね。先ほど菅野委員が言いましたようなこともあるわけですが、すべての予算がかかるかどうか別ですが、以上です。

議長 どうもありがとうございました。よろしいですか。

委員 幸区の最大の課題は南武線の高架なのです。南武線の高架が最大の課題なのです。それを委員会がみんなで要求して可決したら、どういうことになるのですかね。

議長 区長さん。

区長 南武線高架の問題ですと、区だけの問題ではなくて、市レベルでなっていますよね。そうすると、当然そういう課題は区としてももちろん上げますけれども、最終的には議会の方に行くと思うのですけれどもね。要するに当然長期的な問題ですし、お金もかかりますし、幸区としてだけで解決できる問題ではないと思います。ですから、そういった声、要望としては、課題としては、当然考えなければいけませんけれども、全市で考える形になろうかと思えます。地域づくりのということで、地域課題を出していただきたいと思っていますけれども、それはそれで受け止めておりますけれども、そういった課題があるということは。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。

それでは、よろしいですか。

では、お願いいたします。

委員 私がお尋ねしたいのは、条例の7条の専門部会の考え方についてなのですが、議論を深めるために必要に応じて専門部会をつくるということは、これは私は大切なと思うのですが、ただ、これは部会の委員、専門部会の委員は委員の中からつくることになっていきますので、専門部会というのはつくりようによっては、いろいろ考えますと、そんなにたくさんつくことはちょっと難しいのではないかなというふうに思いますし、この辺についてどんなふうな構想というか考え方をっておられるのか、お尋ねしたいのですが。

事務局 専門部会についてのご質問ですが、条例では専門部会を、必要に応じて専門部会を置くことができるという規定にとどめておまして、今考えております条例の施行規則の素案の中でも、区民会議でもう少し専門的な議論であるとか、機動的な議論である

とかといったものをするために、調査検討を行う機関として専門部会を設置することができるということで、専門部会委員につきましては、区民会議の委員の方々の中からその委員で構成をしていきたいと考えております。専門部会は、委員の方々だけでなかなか議論も進まない部分もありますので、関係者の出席というのがこの中にございまして、そこで地道に委員のほかに地域で活動していらっしゃる方であるとか、あるいは専門的な意見を聞きたい場合には、関係者として専門部会に入らせていただいて、より深い議論をしていただくとかいったことを考えております。

あくまでも条例と条例施行規則の中では基本的な事項としてしか定めてまいりませんけれども、今後各区においてより専門部会を有機的に運営していくために、区の要綱として定めていくことが必要であるというふうに考えておりますけれども、恐らく課題ごとであるとかによってかなりその体制も違ってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまご説明がありましたとおり、これは区の、我々幸区の運営事項にかかわる問題だと思いますので、後ほど事務局の方からまたこの件については詳しい説明がございします。そのときにまたご審議いただきたいと思ひます。

ほかに何かございしますでしょうか。

〔発言する者なし〕

議長 一般的な事項についてはご質問ないようでしたら、次に、その他の運営事項に係る問題について議題に入らせていただきます。

それでは、議題の(1)の2番、幸区区民会議の組織・運営の考え方についてに移らせていただきます。

幸区の区民会議を運営する上で事務局より幸区区民会議の組織・運営に関する考え方の案が示されております。前回会議で、委員の皆様より出されたご意見やパブリックコメントの区民のご意見を踏まえた案とのこととございします。その中での考え方を中心に、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 幸区役所総務課、北谷と申します。議題の2番目の幸区区民会議の組織・運営に関する考え方につきまして、ご説明申し上げます。座ってご説明申し上げます。

資料2をごらんください。まず、資料の体裁でございしますが、一番左側が項目、その項目を除きまして3列となっております。その一番左側が幸区区民会議の組織を規定する幸区区民会議要綱の考え方とございします。要綱につきましては、資料3といたしまして、素案についてもお示ししてございします。

資料2でございしますが、真ん中の欄、3列の真ん中の欄に記載してありますのが、幸区区民会議の運営の考え方などでございします。運営に関して決めている事柄は、区民会

議の委員長が区民会議に諮りながら、要領などの形で示されることになろうかと思いません。したがって、要領につきましては、本実施において委員の方々に決めていただくことになると思います。今回の会議では、考え方について皆さんにご意見をいただきたいと考えております。

3列の一番右に記載しておりますのが、第2回の会議で委員の皆様よりいただきましたご意見、それから昨年12月からことし1月にかけて実施いたしましたパブリックコメント、これの主な意見についてでございます。

それでは、それぞれの項目につきましてご説明申し上げます。

まず、1の趣旨についてでございますが、要綱につきましては、主に会議の組織について区長が定めます。その事柄といたしましては、委員の選任、公募、再任、会議の運営、専門部会、庶務などがございます。今回の会議で皆様のご意見をいただきながら、制定してまいりたいと考えております。

次に、真ん中の欄をごらんください。運営の考え方につきましては、区民会議の委員長が会議に諮り、運営要領などの形で定められるものと考えます。区民会議が自律的に運営されるようこのような体裁をとっております。したがって、例えば要領につきまして変更などが生じた場合、区民会議の中で提案され、また変更されていくものと考えております。さらに、2年の任期ごとに新たな委員さんの方々によって確認がなされていくものと考えております。

なお、18年度、来年度につきましては、第1回の区民会議、その会議に先立ちまして各委員の皆さんへの事前の説明会を考えておりますので、そういった際にたたき台あるいは素案の形でご検討いただきまして、本実施の会議で委員の皆さんにお決めいただくことになろうかと思いません。

続きまして、2の課題の把握についてでございます。第2回の会議でも長時間にわたりご審議いただきました。その中でいただいたご意見には、例えば委員であってもなくても、個人の意見についてもその俎上に乗せるべきだというご意見がございました。また、会議の後に委員の方々からいただきましたご意見にも、例えば個人や少人数で出された意見も検討されるべきである。また、区民との協働によらなければ実現できないことを優先すべきである、こういったご意見をいただいております。

さらに、課題の選定の手法につきましては、少人数の選定委員会が適当であるというご意見、また全体会議でも人数的には問題ないといったご意見がございました。

それらのご意見を踏まえましての考え方でございますが、課題につきましては、委員、それから区民からの意見により把握し、また区役所の業務を通じて把握したものなどから選ばれるものと考えております。

個人からの意見を具体的にどのように取り入れていくかにつきましては、例えば今年度、区で行いました全世帯の方に配布して行いましたが、さいわい区づくりアンケート、

こういった例がございますが、その実施方法、あるいは意見収集の方法など、区民会議の中でもご検討いただきながら進めてまいりたいと考えております。

選定の手法につきましては、会議の効率性を図る意味からも、少人数の集まりから成るいわゆる世話人会のような集まりで選定していただくことができないかと考えております。

次に、3の調査審議についてでございますが、全会一致を原則と考えております。しかしながら、審議の硬直化を防ぎ、またスムーズな審議を進めるために、委員の皆様の合意のもとではございますが、そのほかの方法によって議決していただくことも可能ではないかと考えております。

また、任期の間に審議の結論が出ていない事項、これらにつきましても、取りまとめて区長へご報告していただき、さらに次に任命された区民会議の委員の皆さんに引き継げる、そうした考え方でございます。

次に、4の委員についてでございます。組織に関することでございますので、要綱にて制定いたします。委員の推薦団体の選任は区長が行うものとし、また地域社会の課題につきましては、時代状況とともに変化することなども考慮しまして、団体につきましても必要に応じて変更ができるものとしてまいりたいと考えております。

さて、18年度の委員の推薦団体についてでございますが、まず前回の会議におきましても分野をお示しいたしました。資料の5をごらんください。左上が条例の施行規則において制定される分野でございますが、前回の会議では左の下の枠のなかでございますが、11分野をお示しして、ご意見をいただきました。会議の中でおおむね前述の提案でよろしいのではないかとのご意見と承っております。こういった分野から推薦、選出するかについて、ご理解をいただいているものと考えております。

次に、分野別の比重についてでございますが、資料5の右上をごらんください。先ほども述べましたさいわい区づくりアンケートを1月20日から2月20日にかけて実施いたしました。お手元にそのチラシ、青いチラシでございますが、それをご用意しておりますけれども、このアンケートの中で、将来の幸区はどのようなまちであってほしいかという設問で区民の皆さんに伺っております。

例えば として防災や地域交通環境が充実し、安全で快適に暮らせるまち、 として、福祉・健康施策が充実し、幸せな暮らしを支え合うまち、こういった形で複数の回答を可能として伺いましたところ、 から までの分野の充実について区民の皆さんの思いが集中すると、そういった結果でございました。

これらも踏まえまして、幸区といたしましては、資料5の右下にございますように、点線よりも上の部分、地域安全、福祉・医療・健康、子供・人権・男女共同参画、環境、これらの分野を重点的に選ばせていただくことによって、区民の皆様のニーズにこたえていきたいと考えております。

また、団体からの選出は、7分野の合計で16名とし、公募の委員につきましては4名で進めてまいりたいと思っております。委員推薦団体の考え方につきましては以上でございます。

資料2にお戻りいただきたいと思っております。項目5の団体推薦委員の欄でございますが、これも組織に関することでございますので、要綱での規定といたします。まず、推薦する委員につきましては、その団体に所属しているものとしたしまして、団体によって委員の中から選任されるものとしたします。

また、考え方には特に記述してございませんが、区長から団体に対して委員の推薦についてご配慮いただくようお願いできるものと考えております。これは、前回の会議の後に委員の方からご提出されたご意見として、世代バランスをとるには、対象団体での調整はもちろん、団体の選定にも活かすべき、こういった意見もございました。また、性別、世代などのバランスを考慮し、女性委員も35%以上登用するようにといったご意見がございました。これらを踏まえまして、実際に推薦していただく団体には、委員の選出をお願いする際に、若い世代あるいは女性をとといったご配慮をお願いすることができるものとしたと考えております。

なお、18年度につきましても、公募委員の選出状況を見ながら、世代や性別などのバランスを考慮した上で団体を選出し、さらに団体に対しても今申し上げましたご配慮をお願いすることもあると考えております。

また、団体の構成員の変更によりまして推薦委員がかわられる場合、こうした場合には、区長に対して委員の変更を申し出ていただくものとしたします。

続きまして、6の公募委員についてでございます。これも組織に関することでございますので、区長が定めることとしたします。

この欄の右側でございますが、前回の会議でのご意見といたしまして、多様な世代の参加促進を進めてほしい、また、最低でも4人は必要で、分野・年齢などの枠組みをつくったらどうか、また、公募の人に対して課題などの理解に関するサポート、そういったものも必要である、こういったことを伺っております。

3枚めくっていただきまして、資料4をごらんください。公募につきまして制定するルールといたしましては、委員公募の一般規定でございます公募要領、また委員を選考する委員会について規定いたします選考委員会設置要領、さらにその選考における基準を示した選考に関する指針の三つを載せてございます。それぞれに規定されることの抜粋が概要に記載された事項でございます。

まず、先ほど申し上げましたが、委員の推薦団体として7分野から16団体を考えておりまして、公募する人数は4名と考えております。資格といたしましては、20歳以上の区民で他の附属機関の委員となっていない方、任期につきましては原則2年でございます。



選考方法といたしましては、800字程度の小論文による書類選考を主としたいと考えております。論文のテーマは、その都度、時代状況にふさわしいものについて区長が決定し、市政だよりやまたホームページの掲載により、募集期間を1カ月程度置きまして実施したいと思っております。

募集に当たってのご意見といたしまして、分野、年齢などの枠組みをつくったらどうかのご意見を委員からいただいておりますが、年齢に制限を設けたり、また性別に制限を設けて募集するといったことにつきましては、公平性に欠ける点などから、実施するのは難しいかなと考えております。

また、その選考に当たりましては、区長以下複数の委員により構成されます幸区区民会議公募委員選考委員会に諮りまして選考するものとし、評価の項目といたしまして、地域の活動経験、知識、積極性、また市民感覚、こういったものを項目に4名を選ぶ方式を考えております。

実際の募集でございますが、平成18年度につきましては、5月1日号の市政だよりの区版で募集する予定でございます。1カ月程度の募集期間の後、6月上旬ごろに選考されることとなります。公募委員に対する課題の理解などのサポートについてもご意見をいただいております。公募委員だけでなく、委員となられる方々に対しまして、第1回の会議開催までの6月中旬から下旬におきまして、事前の説明会を開催しようと考えております。課題の理解に対するサポートも必要と考えております。

再度、資料2に戻っていただきます。6、公募委員ほかの欄の でございますが、区長推薦枠についての規定を設けたいと考えております。なお、来年度につきましては、選出団体から16名、公募委員から4名を考えておりまして、こういった区長推薦枠は考えておりません。

続きまして、7の再任の欄でございます。一番右側の委員のご意見欄をごらんいただきたいのですが、前回の会議におきましても、多様な世代からの参加が望ましいといったご意見をいただいております。また、パブリックコメントにおきましても、多くの人に参加の機会を与えるべき、また委員の再選は1回とすべき、こういったご指摘をいただいております。幸区といたしましての考え方として、これらのご意見を踏まえまして、委員の再任回数を2回といたしたいと考えております。この場合、最長の方で任期6年までとなります。

次に、会議の運営についてでございますが、一番左側の欄でございますとおり、委員長、副委員長の任期につきましては、委員の任期終了までの原則2年間といたしまして、欠員時には補充をすると、こういった一般的なことについて規定してまいりたいと考えております。

表の真ん中に移っていただきまして、実際の運営面、例えば開催回数や日時などにつきましては、委員長が委員に諮りながら決めていくものと思います。また、効率的な会

議運営を行う意味からも、会議の運びにつきまして、少人数による世話人会的な集まりにより、事前に調整することも可能と考えております。

前回の会議におきまして開催回数などに関するご意見といたしまして、専門部会を開催することを考えると3、4回が適当である、あるいは会議の実効性を上げるために2月に1回程度の開催が必要、また女性登用のため、夜の開催を避けるなどのご意見をいただいております。専門部会、世話人会などの開催を含めると、やはり全体会議は年3回程度になるのかなとは思っておりますが、そのあたりは会議の回数を積み重ねる中で理想的な形に進んでいくものと思っております。

続きまして、次のページに移っていただきまして、9の専門部会についてでございます。前回の会議におきましては、設置した方がよいといったご意見をいただいております。幸区といたしましても、課題解決に向けた調査検討機関として活動してまいりたいと思っております。

まず、組織に関することといたしまして、左側の要綱の考え方をごらんください。専門部会の設置は、委員長が区民会議に諮り決定するものとしたします。また、専門部会の運営に当たりましては、自律的に運営されることが望まれますが、専門的に審議をする機関でございますので、調査検討の内容、あるいは構成する委員、また開催の結果、その報告の時期などについて、区民会議の承認を受けると考えております。

真ん中の運営の考え方に移っていただきます。調査検討のための関係者の選定やその出席依頼、開催日時、その他運営に関することにつきましては、専門部会にて決定するのが望ましいのではないかと考えております。また、専門部会では実質的な審議を担保するため、関係者を招いて審議することができるわけですが、この場合、関係者は委員ではございませんので、調査検討の際には、あくまで説明や意見にとどまるものと考えております。

また、報告を求められる時期をあらかじめ決めた上で専門部会は設置されるものと考えておりますので、任期内に調査検討を終えることが原則となりますが、例えば結論に至らないまま任期が終了してしまう場合などには、部会長が区民会議に審議状況を報告し、その取り扱いについて検討する、こういったことも考えられます。

次に、10の庶務事項についてでございますが、前回の会議の後に委員の方からいただきましたご意見として、区民会議の区民への周知・広報に努め、また市政だよりやITを活用すべき、あるいは提案事項についての情報公開を推進すべきといったものがございました。こういったご指摘を受けまして、幸区といたしましても、広く区民の参加を推し進めていくために、区長に区民会議の制度や審議結果、取り組み状況について情報発信の責務を定めるものとしたします。

以上が幸区区民会議の組織、運営に関する基本的な考え方でございまして、その列記をいたしましたのが資料3の幸区区民会議設置要綱の素案でございます。

本日ご説明いたしましたのは、考え方の案でございますので、委員の皆さんからの忌憚のないご意見をいただければと思います。

事務局よりのご説明は以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局より幸区区民会議の組織・運営に関する考え方と組織に関する要綱の素案が示されましたが、このことについて審議に入ってまいりたいと思います。できましたら、皆様方から活発なご意見をいただきたいと思います。

委員の皆様、ご意見いかがでございましょうか。

安岡委員。

委員 7番の再任というところなのですが、委員の固定化によるマンネリ化を防ぐ目的で委員の再任を2回とする、これはいいですけれども、幸区の町内会の会長とそれから幸区の社協の会長は固定化をしていただけないですか。

議長 今委員の選任のことに関連して、再任まで発展したご質問でございますが、事務局お願いいたします。

事務局 ただいま再任についての決め事についてのご意見で、町会、いわゆる連合町会と、その地区の連合町会ということと、それから社会福祉協議会につきましては固定化をという、そういうご意見でございまして、一応考え方として、繰り返しになりますが、なるだけ世代の多様化、あるいは年齢的なバランスを多様に、ということをお願いのご提案でございますので、もしご意見を皆さんでいただけたらと思っております。区によりましては1期、つまり1回の再任のみというプランもございまして、幸区におきましてはパブリックコメントのご意見ですとか、全体会議のご意見を踏まえましてのご提案でございますので、ご意見をいただけたらと思います。

議長 今事務局からご説明がございました。再任というお話でございますが、今度新しく区民会議が発足するに当たりましては、すべて白紙の状態で委員を選ぶ形になるのか、今安岡委員の方からおっしゃられた再任という言葉が出ているのですが、その辺どういうお考えでございましょうか。

事務局 事務局におきましては白紙ということでございます。

議長 今事務局からご説明があったとおりでございます。ほかの委員さんにつきましても、今委員の選任というような形で議題が進んでおりますので、この件についてほかの委員さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

手塚委員。

委員 安岡委員のお考えは理解できますが、ただ選任というと、ちょっと一方的な考え方のような感じなのですが、やっぱりそれはそれぞれ推薦団体が決められますので、その推薦団体の中から、例えば町内会連合会でしたらその中から、この人が望ましいという人を出していただくということでもって、この点については、選任という形で

いいのではないかなというふうな考えです。

議長 今手塚委員から出たご意見に対して何かお考えございますか。

安岡委員。

委員 区の町内会連合会は幸区の約85%ぐらいが加入しているのですよ。それから、社協もそうです。その長が今、小島さんと、小林さんと、その長が選任された方が、私はいいいと思っております。

委員 それにつきましては、そのこの団体の中でどなたが一番適任かというのをその団体の中で、例えばこの方、会長さんが一番、自分たちの団体を代表するのに適任であれば推薦していただければよいのでは。

委員 そうですね。ですけども……

委員 ここで会長と決めてしまうとちょっと、結構問題だなと思うのです。ですから、団体の中で話し合っていけばよろしいのではないのでしょうか。その団体の中で会長さんを起用して、推薦されるというのであればそれでよいのでは。

委員 それでも結構です。

委員 そういう風に私は理解したのですが。

議長 よろしいですか。では、さっき事務局からご説明がありましたこの委員のところで、委員の推薦団体の選任は区長が行うという提案がございました。これについてはよろしいですか。

菅野委員お願いします。

委員 今度の場合初めてだったので、資料の5がありますね。委員推薦団体の考え方についてという、そういう中に町内会ないし社協は常時入ってくるものだと僕は考えているのです。ここの項目を見てください。それで、ここの中の推薦団体をどこで決めるのかというのが、この委員会で決めることですからね。そういう点でいえば、町会、社協の問題というのは、この幾つかの、真ん中にありますけれども、細かい点をあれすると16団体ありますか。その中から抜けないものだろうというふうに考えます。それだって、第2期、第3期の場合でもできたら、僕は一番最初に言ったようにこういうような推薦団体の考え方というのは、区長さんが推薦するときにはできるだけ出していただきたいという希望のことだけ述べておきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

委員の推薦等につきましてはのご意見が活発に出ましたが、課題の把握というような面ではいかがでございましょうか。

委員 私、この区民会議の構成というものについてちょっと疑問に思っているのです。年に3回程度の会合で、しかも限られた時間の中でどの程度議論を深めることができるだ

ろうかというような気がするのです。ですから、これはですね、もし結果的に見て効果があるものにするためには、専門部会というか、これももっと活発に活動してもらって、それを、そのまとまったものを今度区民会議の方でこれをさらに話し合っ決めていくというような形をとるなり、何かそうしないと、今までの説明の中で考えてみますと、どれだけこの中から期待できるだろうかなというふうな感想をもちます。

議長 ありがとうございます。

今手塚委員の方から区民会議の実効性ですか、今までは区政推進会議でございましたが、そういうものについて疑問視する提案がございましたが、ほかの委員さん、この件についてどのようにお考えでしょうか。

今手塚委員のご意見に対して意見がないようでしたら、これも一つのお考えとして事務局の方へ提起させていただきたいと思います。よろしいですか、手塚委員。

委員 はい。

議長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

議長 もしないようでしたら、いろいろと今までご意見いただきましたが、事務局にさらに区民会議の組織並びに運営の考え方について取りまとめていただくということで、次の議題に入らせていただきます。

## (2) その他

議長 それでは、議題その他にまいりたいと思います。

第1回区民会議で課題とされた三つの課題の進捗状況や今後の取り組みについて、事務局よりご説明がございました。

事務局、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、議題2、その他といたしまして、今年度の課題につきまして、資料7と、それから前方のスクリーンの方で絵などをお示ししながら、ご報告させていただきます。

まず、議題といたしましては、区内の自転車対策、緑化の推進及び地域防災活動の推進の三つで、それぞれご意見をいただき、この間事務局として方向性などをお話ししたのもございます。

さらに審議を深めていくべき課題もあるかと思いますが、今回は区民会議における課題の解決方法の一つでございます行政と区民の方と協働で解決するための計画、それらも含めましてご報告してまいりたいと思います。

なお、前回、第2回の会議の内容と重複する部分もございますが、来年度の予算措置を行っているものにつきましては、市議会の本会議にて可決されております。

まず、自転車対策でございますが、川崎駅西口の自転車放置禁止区域の拡大及び放置自転車を保管する場所として区内に1カ所ございます柳町保管所を増設し、保管台数をふやすことなどをご提案いたしました。

これらは、川崎駅西口堀川町工場跡地、ラゾーナ川崎プラザの開発に伴い、新たな道路ができ、また自転車の利用者もふえていることを想定したものでございました。

したがいまして、禁止区域として指定する際の標識、また保管所増設に必要な工事費、こういったものを行政として取り組む内容として予算を措置しております。

また、区の事業といたしましても、独自に看板を設置して啓発を進めているところでございます。これらは継続して来年度も看板設置を予定しております。

なお、ご意見の中で、日曜・祭日における撤去実施、こういったご提案がございましたが、これらにつきましては、例えば地域の皆様との協働による啓発活動、そういった手法をとって、より効果的な方法の検討も必要ではないかと考えております。

次に、緑化推進につきましても幾つかご意見をいただきましたが、幸区の来年度の事業といたしまして取り組んでいるもの、予算措置されているものにつきましてご報告いたします。

一つに、さいわい歩道橋わきの道路予定地の低未利用地の活用がございます。これは、現在さくで困っている状態でございますが、植栽を行い、また多目的広場などを整備して、近くの幸町一丁目から四丁目の四つの町会の方々にもお手伝いいただきながら、管理してまいりたいと考えているものでございます。

もう一つ、鷹野大橋わきの河川用地の花壇整備がございます。これは、現在国土交通省の管理用地となっている場所でございますが、国との協議また手続などを区役所で行った後、地元の方々によってご協力をいただきながら、花植え、あるいは花壇の整備を進めていく予定でございます。

さらに、同じく区の事業でございますが、花と緑のエキスパート事業がございます。区民の皆さんで地域の緑化を進めるための手法を、実際に公園に花壇を設置するなど実地のワークショップを通じて学んでいただきまして、さらに自主的な管理を広げていただくような、そういった取り組みを検討しております。

来年度の場所の候補地といたしまして、戸手第1公園を考えております。

次のテーマ、地域防災活動の推進に関してでございますが、ご意見に防災ハンドブックがあるが、全く知らない区民にどう啓発していくかといった議論が必要とございました。この点、秋に行われました防災訓練の際にも、ハンドブックをお配りしたところでございます。

また、避難所などを記した防災マップにつきましても、昨年度作成いたしました折に、町内会のご協力を得まして、全戸配布したところではございますが、いずれも再度市政だより幸区版、またホームページを活用いたしまして、お知らせする予定でございます。

さらに、今年度の取り組みといたしまして、現在外国人向け防災マップを印刷しているところでございます。これは、避難場所の地図や災害時の心得など、防災のための情報を掲載したものを、英語、韓国・朝鮮語、中国語、これらに翻訳して作成いたしましたし配布し、地域の防災に関する啓発を行うものでございます。これにつきましても、市政だより幸区版を通じましてお知らせする予定でございます。

また、まちづくり推進委員会における取り組みといたしまして、よりきめ細かな災害時の情報について提供できるようなマップを、協働で作成することが検討されているところございまして、これについても地域の防災推進事業として具体化を目指しているところでございます。

以上が三つの課題の進捗状況と今後の取り組みでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

三つの課題の進捗状況や今後の取り組みにつきまして、ご質問がございましたら、委員の皆様よろしくお願い申し上げます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、次の議題にまいります。

続きまして、議題の最後になりますが、その他ということで、今回実施いたしましたさいわい区づくりアンケートの結果と区民会議の本実施に向けてのスケジュールにつきまして、事務局よりご説明いただきたいと思います。

事務局 それでは、区づくりアンケートについてでございますが、資料6をごらんください。先日実施いたしましたアンケートの結果につきまして、速報の形になりますが、資料に沿ってご報告いたします。

このアンケートは、今年で3回目になりますが、幸区全世帯を対象に行っているアンケートでございます。過去2回につきましては、区の自主企画事業でございます魅力ある区づくり推進事業について、あるいは区民の意識調査、こういった設問で行いました。今回は、区民会議について情報発信するとともに、幸区の将来のあり方、あるいは地域の課題などについてお尋ねいたしました。実施期間は今年1月20日から2月20日まででございます。

幸区全世帯、ことしの1月1日現在で6万3,262世帯でございますが、全世帯にチラシを配布する方法で行いました。アンケートはお手元の青いチラシでございます。項目につきましては、1、将来の幸区について、2、地域の課題について、3、区民会議で議論してほしい地域の課題やご意見と、3項目でございます。

回答の仕方につきましては、チラシに印刷されているはがきの回答用紙に項目の1と2につきましては丸印をつけていただき、項目の3につきましては自由にお書きいただ

く方法をとりました。回収につきましては、回答用紙のはがきを切り取ってお送りいただく形の料金後納方法でございます。

いただいたはがきの数は1,035件でございます。回収率といたしましては、約1.6%でございます。男女別では、男性404件、女性534件、記入なしが97件でございます。年代別で申し上げますと、10代が0.4%、20代が9%、30代が25.2%、40代が13.6%、50代が12.6%、60代が18.2%、70代が13.9%と、あと80歳代が0.1%でございます。

アンケート項目でございますが、まず将来の幸区についてという項目では、棒グラフでお示ししてございますとおり、アの防災や地域交通環境が充実し、安全で快適に暮らせるまち、から始まりまして、キの地域の自治活動や市民活動が充実しているまちまでの7項目についてお聞きしております。これらは、川崎再生フロンティアプランの七つの基本政策をもとにしましたまちづくりの視点からお尋ねしたものでございます。

次に、地域の課題につきましては、アからシまでございまして、アの防犯・救急・交通安全対策、シは協働のまちづくり推進・市民活動支援、これら12項目でございます。いずれも、設問1にございましたまちづくりの視点から導かれる政策の基本方向に沿った課題につきましてお尋ねいたしました。いずれも丸印をおつけいただいたものを数字であらわし、グラフにお示ししてございます。

次に、項目3の区民会議で議論してほしい地域の課題や意見でございますが、これは自由記載、自由に記入していただいた中で、行政施策分野に当てはめたものを数えましてグラフにしております。今後、区民会議の運営に当たりましても、こうした区民の方々のご意見を参考としながら、地域の課題などのご審議をいただくことになるものと考えております。

区づくりアンケートにつきましては以上でございますが、次に、区民会議本実施に向けたスケジュールでございますが、先ほど政策部から本実施第1回区民会議開催までの流れについてご説明いたしましたとおり、幸区におきましても4月1日の幸区区民会議設置要綱の制定を初め、5月からの委員募集、本実施に向けた準備を進めてまいりたいと存じます。

また、6月中旬から下旬にかけて、委員の方々にお集まりいただき、事前説明を開催し、7月下旬、第1回の区民会議を実施する運びと考えております。

以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明を含めまして、全体を通しましてご意見、ご質問がありましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

今井委員。

委員 先ほどの安岡委員のご意見と私、ひょっとしたら同じだと思うのですが、補足説明で、推薦団体の件ですが、結局参加と協働ということをやっているの、町内会とい



う団体の要望として町内会という団体はいれた方がいいのではないかとすることは私、感じています。それとあと幸区は高齢化率が高いので社協というのを念頭に置いて、社協さんも団体の中に入れていただけないかというような要望なのですが、検討委員会の中でまた話し合われると思うのですが。

それからあと、今のアンケートの件なのですけれども、先ほど申し上げたのですが、回答が1,035件ということで、1.6%ということであれば、結局課題を見つけるときに、ときに1,035件をもとに課題というふうなとらえ方をすると、ちょっと問題があるのではないかなと思うのです。もうちょっと広くいろんな方の、そのアンケートに限らずいろいろ課題について検討しないと、ちょっと危険かなという気がしています。

あと、さきほど、どなたか委員の方からも出ていましたが、これは本当にいいものであるかどうか、あと、ちょっと関係ないのですが、記念品を差し上げるという理由のようですが、住所を書かせてとか、ちょっと問題だなと思いました。

議長 ただいまの今井委員の方からのご意見ですが、事務局、何かございますか。

事務局 まだ区づくりアンケートの実施の仕方につきまして、回答率1.6%というのが数字に直すと1,035件、これを踏まえて全面的にこれでいくのは、これを大前提にするのはどうかというご意見でございました。貴重なご意見として承りたいと存じます。

それから、あわせて今後こういったアンケートの実施の中でも、どのように数をふやしていくか、あるいはご意見をいただくかということについて、考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。

今井委員、ご意見として伺わせていただきました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに何かご意見ございますか。

青山委員。

委員 アンケートの結果を見まして、回答率1.6%というのは残念に思っているのだよね。こういうところで、ちょっと今の世相を感じるのではないのでしょうか。ある面においては、非常にやっていますけれど、ある面ではそうでもない。こういうアンケートにつきましてもですね、ご協力いただき、意志を反映していただきたいと思います。しかし、この結果を見ますと、私もかなりあちこち参加していますけれども、かなりですね、区民の方々の意向が反映されているような感じがいたします。むしろこの少ないということが非常に大事、それだけ。

議長 ありがとうございます。

青山委員の発言、お考えとして承っておきます。よろしいでしょうか。

手塚委員。

委員 アンケートについてですが、たしか今、前にご意見のありました方に賛成ですが、本当に結果としてたくさん配った割には少ないということは本当に残念だなと思いますが、これは私たちが今までまちづくり関係のことをいろいろやってきても、なかなか回答は、こちらで望むようなものが得られなかったということは、これは感じておりません。でも、これが考えようによっては、私は熱心な方が回答を寄せていただいたんだということで、このまとめた数字を見ますと、大体これはもう、この順序、高い率のものは大事な、肝心な問題をとらえているなというふうなことが言えると思います。

それから、アンケートの出し方についても、これも項目等の選び方、コメント等についても非常に適切な出し方、内容だったなというふうに思います。ですから、私たちはこの答えは1%の人の意見だというのではなくて、区民の最も関心の強い方、代表のような方ですね、そういう人たちの意見というふうなとらえ方でこの結果について今後議論を進めていったらいいかなと、こんなふうに思います。

議長 どうもありがとうございました。

事務局。

事務局 貴重なご意見をどうもありがとうございます。。

1点補足でございまして、この区づくりアンケート、ことして3年目になります。1年目は市政だよりの区版を通じまして、その中に挟み込む形でやはり料金後納の方法をとってお尋ねをしました。同じ市政だよりの大きさでもって1枚のパンフレットにしまして、先ほど申しましたように、魅力ある区づくり推進事業などについてお尋ねをしました。

昨年初めてこの全世帯へのポスティングということで、全世帯6万以上になりますけれども、そちらに配布をして行いました。今回が3年目でございます。1年目の回収数が148件、2年目の回収数が698か9だったと記憶しております。そういう意味でことし3年目ということで1,035件が集まりまして、なかなかの立派な数字ではないというのは認識しておりますが、そういったことを皆さんのご意見を踏まえまして、より多くやられていくような取り組みも考えていかなければいけないと思っております。補足でございますが、以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。

ほかに、全体を通じましてご意見ございましたら、お受けいたします。

どうぞ。

委員 ちょっとしつこいみたいなのですが、ポスティングはどうかわからない、市政だよりのみですが、ちょっと私周りの方、私の周りがたまたまそうなのかもしれないのですが、中高年になって、シニアになってじっくり見るようになったというふうなお声も結構聞くのです。そうすると、市政だよりに挟み込んだ場合、結局見られるのは例えば20代とか30代の意見ならば、それはあるということすらちょっと、なかなか行き渡ら

ないかなという気がするのと、あとポスティングをした場合に家族のだれがとるかによっても違って来るかなとか、具体的にではどうしたらいいのかなというのは余り浮かばないのですが、もうちょっと何かいろいろ努力、行政の方も努力なさってどの方法がいいのかということを検討されていると思うのですが、もうちょっと、広く世代の声を集めて、得るにはどうしたらいいかなということだけ考えていった方がいいような気がします。

議長 どうもありがとうございます。

アンケートの手法についてまた事務局の方もご検討いただいて最もいい方法を選んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員 これまでに、最初の区民会議の課題の把握のところでちょっと一言意見を言わせてください。いろいろなことで今年区民会議が始まる。そして特に、始まる時にぜひ一般の方たち、それから個人でもそれから団体でもいろいろな課題を提案できるのだということをお知らせしてきちんと指示していただくと、今すぐには出ないと思うのですけれども、そこから芽生えてくる課題ですとか、そういったものも発言することにつながっていくかと思しますので、ぜひ今後の取り組みにそれもあわせて行なっていただきたいと思います。

議長 今庄司さんの方から要望事項として出されました。よろしく願いいたします。

それでは、ないようでしたら、以上をもちましてすべての議事を終了させていただきます。

〔「要望」と呼ぶ者あり〕

議長 どうぞ。

委員 済みませんけれども、こういう機会でないとなかなか言えなかったもので、参与の先生がみんな集まっていますので、参与の先生、市会議員の連絡会議というのは月に1回ずつやっているということを知っていますけれども、東芝が今度開発するあれが、そっくりなものが現在あるのです、もうできて。MM21にワールドポーターズとしてビルがありまして、映画館から何から全部入っている。それを一度見てきて、会で見に来てもらいたいと思うのですけれどもね。それで、東芝の開発によって、もう実際に影響が出たのです。私の南側のところにマンションがもう大分建ったのです。そうすると、マンションが建つと、マンションには駐車場はつくらないとならないという条例がありますから、1階は全部駐車場になってしまうのです。だから、そうすると、商店街が全然さびれてくるのですね。そういう影響も出ていますから、ぜひ見てきていただきたいと思います。それ要望です。

議長 安岡委員の方から要望が出されました。

それでは、委員、参与の皆さんにおかれましては、長時間にわたってご議論いただきまして、ありがとうございました。

また、議事進行に当たりましては、副議長さん、それから委員の皆様、それから参与の皆様、ご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

さらに、試行の区民会議の議長として不行き届きの点が多々ありましたが、最後まで務めることができましたことは、ひとえに皆様のお力添えがあったからだと思っております。さまざまなお配慮に改めて心から感謝申し上げます。

それでは、事務局と進行を交代いたします。事務局よろしく申し上げます。

司会 本日を含めまして3回にわたります議事進行を議長さんをお願いいたしまして、大変ありがとうございました。また、委員の皆様、参与の皆様、これまでご協力いただきまして感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

#### 4 閉会のあいさつ

司会 それでは、本日の会議の最後に、事務局を代表いたしまして鈴木区長より閉会のあいさつをさせていただきます。

区長 去年の4月から約1年間ですか、3回の試行ということでご検討をいただきましたが、今までご審議いただいた検討内容、これを反映しまして幸区の区民会議運営要綱を作成いたします。そして、それに基づきまして来年度、7月ごろですか、第1回目の本格的な区民会議の運営に生かしていきたいというふうに思っております。試行とはいえ、いろいろ貴重なご意見をいただきました。いわゆる区民会議の基本的な枠組み、あるいは検討課題などが明らかになったと思います。土台づくりができたのではないかとこのように思っております。どうも本当に長いことご協力ありがとうございました。これをもちまして第3回目の区民会議、終了させていただきます。本当にどうも長いことご苦労さまでございました。

司会 本日はどうもありがとうございました。

これをもちまして閉会させていただきます。

大変どうも長い時間ありがとうございました。

午前11時50分 閉会